

ふよう居宅介護支援事業所 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人芙蓉会が開設する、ふよう居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」）という。）は、高齢者が要介護状態、要支援状態となった場合に於いても、可能な限りその居宅に於いて、その能力に応じ自立した日常生活が営む事が出来るように、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、必要とする高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援（以下「ケアプラン等」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）介護支援専門員は、ケアプラン等の提供に当たり、利用者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように配慮して行う。
- （2）ケアプラン等の提供に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、意思を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。
- （3）事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- （4）事業実施にあたり、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護（予防）支援事業所、医療機関、介護保険施設等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------------|
| （1） 名 称 | ふよう居宅介護支援事業所 |
| （2） 所在地 | 静岡県富士市今泉2 1 9 6 番地の2 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者：1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らもケアプラン等の提供にあたる。
- （2） 介護支援専門員：3名以上（常勤者および非常勤者）
介護支援専門員は、ケアプラン等を提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営 業 日：月曜日から金曜日までとする。
但し、12月30日から1月3日までを除く。
- （2） 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(ケアプラン等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 ケアプラン等の提供方法及び内容は次の通りとして、これを提供した場合の利用料に額は、厚生労働大臣が定める基準として、法定代理受領サービスがあるときは利用料を徴収しない。

- (1) 利用者及び家族からの相談を受ける場所は、事業所内の相談室、利用者宅、その他必要と認められた場所とする。
- (2) 適正な居宅サービス計画立案のため使用する課題分析表は、事業所が定める様式を有効に活用する。
- (3) 介護支援専門員は、1ヶ月に1回以上居宅訪問し利用者に面接し、利用者現状の把握(モニタリング)や利用者及び家族からの要望確認を行う。
- (4) サービス担当者会議の開催場所および頻度は、基本的に利用者の居宅とし、必要に応じて事業所内や関係事業所など、個人情報保護が図れる場所を使用し随時開催する。
なお、感染予防等の事態を考慮して、(1・3・4)項の事項については、テレビ電話装置等を利用した措置も可能とする。
- (5) 支援内容として、居宅サービス計画の作成、指定居宅サービス事業者、市町地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護(予防)支援事業者、医療機関等との連絡調整、その他各種相談に対する助言等を行う。
- (6) 医療機関との連携については、利用者の状態等の情報を主治医等に伝達すると共に、医療系サービスを利用の際は、主治医等にケアプランの提供を行う。
また、入院の場合は、同医療機関に対し担当介護支援専門員の氏名等の情報を提供する。
- (7) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合は、障害福祉相談支援専門員と密接な連携を行う。

2. ケアプラン等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。
3. 通常の事業実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 富士市境界から片道1km以上 1kmにつき50円
4. 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は富士市内とする。

(苦情処理・ハラスメントの処理)

- 第8条 事業所は、提供したケアプラン等に位置付けた指定居宅サービスに対する利用者及び家族からの苦情、ハラスメントに対し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条(文書等の提出義務)の規定により市町が行う文書、その他の物件の提出もしくは提示の求め、及

び市町職員からの質問に応じ、行われる調査に協力すると共に、同行政からの指導または助言に対し真摯に従って必要な改善を行う。

3. 事業所は、自らがケアプラン等に位置付けた指定居宅サービスまたは、地域密着型サービスに対する苦情の市町介護保険係への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行う。また利用者又は家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、報告書等の求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。
4. 前項の内容を踏まえ、苦情等が今後のケアプラン等サービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、自らケアプラン等の質の向上に向けた取り組みを行う。

(虐待に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のための次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための職員に対する研修を行う。
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備する。
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置をとる。
2. 事業所は、指定居宅介護支援等サービス提供中に、当該事業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町へ通報するものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者に対するケアプラン等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、災害発生時利用者に対しケアプラン等の提供を継続的に実施するため、具体的かつ早急に業務再開を図る計画（業務継続計画：BCP）を立て、必要な措置を講じる。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。なお詳細については、「みぎわ園防災対策規程」「みぎわ園業務継続計画書」による。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内。
 - (2) 継続する各研修※ 年1回。
※ 虐待防止・権利擁護・認知症ケア・介護予防・感染症等の研修をいう
2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
法人就業規則個人情報管理規程に準拠する。
3. 職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の漏洩がないように、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約の内容とする。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人芙蓉会と事

業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成14年 5月1日から改定・施行する。

この規程は、平成16年12月1日から改定・施行する。

この規程は、平成22年 1月4日から改定・施行する。

この規程は、平成24年 4月1日から改定・施行する

この規程は、平成26年10月1日から改定・施行する。

この規程は、平成30年 4月1日から改定・施行する。

この規程は、令和 3年 8月1日から改定・施行する。

この規定は、令和 6年 1月4日から改定・施行する。